

審議会等の会議結果報告

1	会議名	令和6年度第4回津市入札等監視委員会
2	開催日時	令和7年2月14日（金） 午後3時から午後3時40分まで
3	開催場所	津市本庁舎 4階庁議室
4	出席した者の氏名	（津市入札等監視委員会委員） 西川源誌、小川友香、奥島要人、山下謙一郎 （事務局） 総務部長 奥田寛次 総務部調達契約担当参事（兼）調達契約課長 川出浩也 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課工事契約担当副主幹 長谷川堅一 上下水道管理局次長 織田充彦 上下水道管理課長 谷口弘明 上下水道管理課契約財産担当主幹 服部晃久 上下水道管理課契約財産担当副主幹 井原崇視 上下水道管理課主事 岩崎慎平 下水道工務担当参事（兼）下水道工務課長 長谷和哉 下水道施設課長 川本勝久 水道工務課調整・工事担当主幹 山口兼史
5	内容	(1) 入札・契約に関する報告について 入札及び契約手続の運用状況 (2) 入札等監視業務について 入札・契約抽出事案の審議 (3) その他
6	公開又は非公開	公開
7	傍聴者の数	1人
8	担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

1 入札・契約に関する報告について

入札及び契約手続の運用状況

(委員)

Q しゅんせつ業務委託について今回4件の発注がありましたが、全て同一の1者のみが参加し落札しています。この状況について、事務局はどのように考えていますか。

(事務局)

A しゅんせつ業務委託は参加資格要件として市内に本店を有し、強力吸引車や高圧洗浄車等のしゅんせつ機械の所有及び産業廃棄物収集・運搬の許可を受けていること等を入札参加条件としています。この条件を満たす業者は少なくとも10者以上はいることを確認していますが、しゅんせつ業務委託は従前より応札者が少ない傾向があり、直近では当該業者を含めて2者の参加となっていました。このうち1者が名簿に登載されなくなったことから、応札者が1者となったものと考えています。

(委員)

Q 参加条件を満たす業者が10者以上ある中で、応札者が1者しかないという理由はどのように分析されていますか。

(事務局)

A 河川の水量等の状況により、短期間に発注が集中しており技術者の配置が可能な業者がいらないこと等が考えられますが、それを考慮したとしても応札者が少ない状況です。この状況が続くようであれば競争性を担保するために改善方法を検討していきたいと考えています。

2 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(1) 桜橋ポンプ場（新館）ポンプ設備（No. 1 雨水ポンプ等）改築工事

(委員)

本件は予定価格が高額で、各応札者の入札金額にバラつきがあるように感じましたので、その差がどの程度あるのかを確認するために抽出いたしました。入札結果を見ると極端に高額又は低額な入札もなく、適正な競争が成り立っているかと思います。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(2) 公共下水道事業に伴う河芸町東千里及び河芸町西千里地内配水管移設工事（仮設及び本設）

（委員）

Q 本件は最低制限価格未満で応札した業者が4者います。入札結果を見ると4者とも最低制限価格を1～2万円下回っていますが、その原因について事務局はどのように分析されていますか。

（事務局）

A 最低制限価格未満で応札した業者については、ほぼ正確に積算したものの端数処理等でわずかに誤差が生じたものと考えています。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(3) 森町地内市営浄化槽設置工事

（委員）

Q 本件は、参加者11者中10者が最低制限価格を下回っていますが、その原因について事務局はどのように分析されていますか。

（事務局）

A 本件は業種が管で発注されています。本件工事は土木系の工事と異なり積算参考資料を公表していません。そのため、直接工事費における浄化槽本体単価及び設置費用が不明であり、各業者は最低制限価格を正確に計算することができなかったものと考えます。

※ 本件については適正に処理されているものと認める。

3 その他

（委員）

Q 第3四半期は総合評価落札方式の発注はなかったのでしょうか。

（事務局）

A 総合評価落札方式による発注はありませんでした。

（委員）

Q 三重県では令和6年6月から同一人物が代表者を務める建設業者の同一入札への参加を制限しているところですが、令和7年4月から建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務において、資本関係又は人的関

係にある業者の同一入札への参加は認めないこととするようです。三重県のこの動きを受けて津市はどうするかはこの場で質問することではありませんので、参考意見としてください。

(事務局)

- A 三重県がそのような動きをしていることは把握しています。確かに別法人であっても同一人物が代表者を務める建設業者が同一の案件に参加するとくじ引きになったときに有利になるという現象は起こり得ます。今後は三重県や他市町の状況も見ながら検討していきたいと考えます。